

2026 年 8 月 10 日

各位

会 社 名 シナネンホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 中 込 太 郎
(コード番号 8132 東証プライム)
問合せ先 財 務 経 理 部 長 奈 良 陽 介
(TEL 03-6478-7811)

自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得
及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2026 年 8 月 10 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 459 条第 1 項及び当
社定款 35 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第 178 条
の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、2026 年 5 月 14 日付で開示した「剰余金の配当及び株主還元方針の変更並びに中間配
当の導入に伴う定款一部変更のお知らせ」において示した総還元性向 40%以上を目安として、
今年度も自己株式の取得を実施するものです。

また、2026 年 2 月 10 日付で開示した「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式消却に係
る事項の決定に関するお知らせ」に基づき取得し、2026 年 6 月 11 日に取得を完了した自己株式
の全てを消却するものです。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る 株式の総数	100,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.92%)
(3) 株式の取得価額の 総額	500,000,000 円 (上限)
(4) 取得期間	2026 年 8 月 12 日～2027 年 1 月 31 日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付 (投資一任方式)

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	普通株式
(2) 消却する株式の数	67,700 株 (消却前の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.62%)
(3) 消却予定日	2026 年 8 月 31 日

(ご参考) 2026 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	10,839,944 株
自己株式数	206,647 株

以上